

公立大学法人横浜市立大学非常勤職員に対する期末手当の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定に基づき、非常勤職員の期末手当（以下「期末手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(期末手当及び賞与分の支給対象)

第2条 期末手当の支給を受けるものは、非常勤職員就業規則の適用を受けるもののうち、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる者を除く者とする。

- (1) 休職（通勤災害による場合を除く。）により給与の支給を受けていない者
- (2) 育児休業をしている者（基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間のある者を除く。）
- (3) 停職にされている者
- (4) 雇用契約により期末手当の支給を受けないこととされている者

(期末手当の支給額)

第3条 非常勤職員の期末手当の額は、職員が基準日において受けるべき報酬の月額合計額に理事長が定める割合を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第1に定める割合を乗じて得た額とする。

(在職期間からの除算)

第4条 前条に基づく在職期間の計算をする場合においては、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 基準日以前6か月以内に停職にされていた期間のある職員については、当該期間の全期間

(欠勤等のある者に対する支給額の特例)

第5条 前条第1項及び前2号の期間中に、次の各号に掲げる事由に該当する者は、それぞれに定める割合を乗じた額とする。

- (1) 結核性疾患以外の負傷又は疾病等（労働災害及び通勤災害によるものを除く。以下「私傷病」という。）による欠勤（病気休暇、介護休暇を含む。）

欠勤期間	支給割合
半ばをこえ4分の3以下の期間	85/100
4分の3をこえる期間（全期間を除く）	80/100
全期間	60/100

- (2) 私傷病その他正当な事由によるもの以外の欠勤
それぞれ別表第2に掲げる割合

(育児休業をした者に対する支給額の特例)

第6条 第条に規定する在職期間中に、育児休業をした者は、勤務期間に応じて別表第3に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(期間の計算)

第7条 第4条から前条までの期間の計算については次の各号に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法第143条の例による。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合には、これらの期間を合算するものとする。
- (3) 日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日数に換算する場合は7時間45分(育児短時間勤務職員等、1日の勤務時間が均一である者にあつては、当該勤務時間)をもって1日とする。
- (4) 非常勤職員として、基準日前6か月以内に引き続き本学に雇用された場合は、当該期間を通算することができる。

(支給日)

第8条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、基準日が12月1日である場合には基準日から起算して15日、基準日が6月1日である場合には基準日から起算して30日を超えない範囲内で理事長の定める日とする。

(その他の事項)

第9条 その他、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和2年11月20日人第9301号)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表第1

在 職 期 間	割 合
6 か 月	100 分 の 100
5 か 月 以 上 6 か 月 未 満	100 分 の 80
4 か 月 以 上 5 か 月 未 満	100 分 の 70
3 か 月 以 上 4 か 月 未 満	100 分 の 60
2 か 月 以 上 3 か 月 未 満	100 分 の 50
1 か 月 以 上 2 か 月 未 満	100 分 の 40
1 か 月 未 満	100 分 の 30

勤続 6か月	勤務 5か月以上 6か月未満	勤務 4か月以上 5か月未満	勤務 3か月以上 4か月未満	勤務 2か月以上 3か月未満	勤務 1か月以上 2か月未満	勤務 1か月未満	支給割合
(日) (日) 4～10	(日) (日) 4～9	(日) (日) 3～8	(日) (日) 2～6	(日) (日) 2～4	(日) (日) 1～3	(日) 1	80/100
11～20	10～18	9～15	7～12	5～8	4～5	2	75/100
21～30	19～27	16～23	13～17	9～12	6～8	3	70/100
31～40	28～37	24～30	18～23	13～17	9～10	4	65/100
41～50	38～46	31～38	24～29	18～21	11～13	5	60/100
51～70	47～64	39～53	30～41	22～29	14～18	6	50/100
71～90	65～82	54～68	42～52	30～37	19～23	7	40/100
91以上	83以上	69以上	53以上	38以上	24以上	8以上	30/100

別表第2

「4～10」等とあるのは、「4日から10日まで」等を示す。

別表第3

勤務期間	割合
5か月以上6か月未満	100分の95
4か月以上5か月未満	100分の95

3か月以上4か月未満	100分の90
2か月以上3か月未満	100分の85
1か月以上2か月未満	100分の80
1か月未満	100分の80
全期間休業	100分の0